

## コーポレート・ガバナンス

### 基本的な考え方

当社は、顧客第一の信念に立ちつつ、責任ある企業として全てのステークホルダーに配慮した経営を行っています。また、経営の効率性向上とコンプライアンスの強化を図るため、激変する経済環境にいち早く対応し合理的な意思決定を行う経営システムの革新に努めるとともに、公正で健全な経営の推進に取り組んでいます。また、株主の皆様をはじめ、社外の方々に対する迅速で正確な情報の発信による経営の透明性向上にも努めています。

### 各種施策の実施状況等

#### コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定、業務の執行の監督を行い、監査役が取締役会等重要会議への出席等を通じて取締役の職務の執行を監査する監査役会設置会社です。

2012年6月21日現在、取締役19名中3名を社外から選任し、社外取締役として当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営監督機能の強化に努めています。また、業務執行に関する重要事項の審議機関として経営会議を置き、社長を中心とする業務執行体制の中で合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っています。

なお、当社経営の健全性・透明性をより向上させるとともに、効率性・機動性を高めることを狙いとして、2005年6月にコーポレート・ガバナンス体制を見直し、運用しています。その主な内容は、社外役員の増員、取締役数のスリム化及び取締役の任期短縮並びに執行役員制の導入です。これにより、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、経営上の重要事項の決定及び会社経営全般の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割と責任を明確化しました。

#### 内部監査の状況

当社は、経営監査部(30名)を設置し、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを、内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価により確認しています。

内部監査については、経営監査部で各年度の内部監査方針を立案し、経営監査部及び各事業所の内部監査担当部門が監査を実施しています。また、経営監査部は、コンプライアンスの状況について内部統制部門から定期的に報告を受けています。

財務報告に係る内部統制報告制度についても、金融商品取引法に則り適切な対応を図っており、2012年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの評価結果を得ています。

#### 監査役監査の状況

当社の監査役会は監査役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外監査役です。各監査役は監査役会で定めた監査の方針、監査計画に従い、取締役会のほか、経営会議や事業計画会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査しています。

監査役は、経営監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告受け、会計監査人の監査への立会いなど緊密な連携をとっています。また、監査役はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門から定期的に報告を受けています。こうした監査役の監査業務をサポートするため、監査役室を設けて専任スタッフ(6名)を配置し、監査役の円滑な職務遂行を支援しています。

## 会計監査の状況

当社は会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員・業務執行社員）は上田雅之、石井一郎及び森田祥且の3氏であり、継続監査年数は全員が7年以内です。

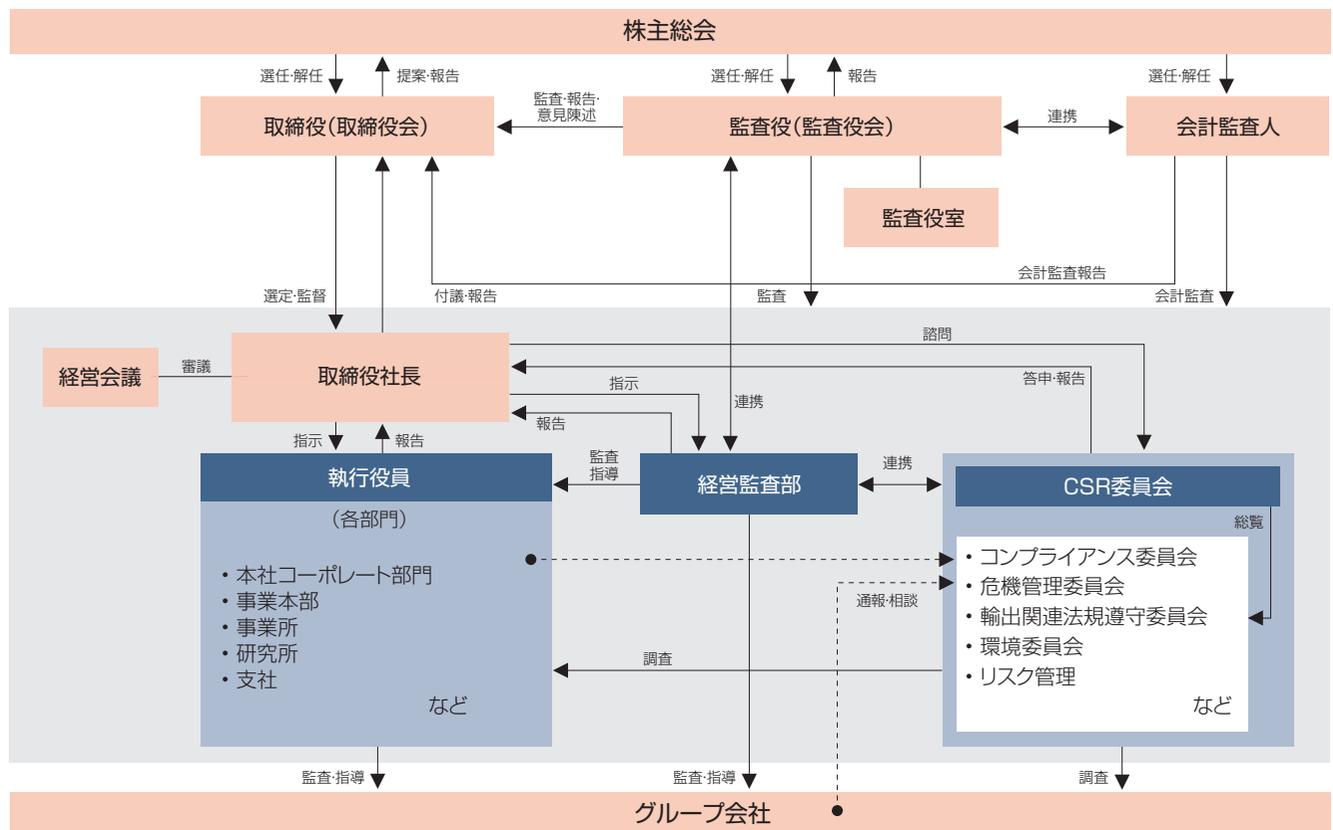
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名及び会計士補等22名です。

会計監査人は当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する取り組み等について、担当役員と定期的に意見交換を行っています。

## 社外取締役及び社外監査役

当社は、社内の視点に偏らない客観的な立場から経営者や行政官、あるいは学識者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言と監督をいただくため、取締役19名のうち坂本吉弘氏、小島順彦氏、クリスティーナ・アメージャン氏の3名、監査役5名のうち、野村吉三郎氏、畔柳信雄氏、上原治也氏の3名を社外から選任しています。

## 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンスの組織と役割（2012年4月1日現在）



東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を当社ウェブサイトに掲載していますので、ご覧ください。<http://www.mhi.co.jp/company/governance/pdf/report20120621.pdf>

これらの社外取締役及び社外監査役については、本人と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、また、本人が役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった他の会社と当社との間においても、人的関係、資本的関係又は著しく多額の取引関係等、当社からの独立性を損なうような事情はないため、全員が当社経営陣からの独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所その他の上場金融商品取引所に独立役員として届け出ています。

坂本氏は、行政官や経営者として得た産業政策・企業経営等に関する幅広い見識に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しています。

小島氏は、経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しています。

なお、当社と小島氏が取締役会長を務める三菱商事(株)とは、社外役員の相互就任の関係にあります。具体的には、2008年に当社の取締役会長である佃和夫氏が同社の社外取締役に就任し、その後、2010年に小島氏が当社の社外取締役に就任して、現在に至っています。

また、当社は、三菱商事(株)との間で機器・部品の販売や原材料の購入等の取引関係がありますが、当該取引金額は当社及び同社にとって僅少であり、取締役として独立した立場で株主のために判断することに何ら支障はないと判断しています。

アメージャン氏は、コーポレート・ガバナンスや企業経営等の研究者として培われた幅広い知見に基づき、グローバルな視点から当社経営に対して有益な意見や率直な指摘を

いただくことにより、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待し、選任しています。

野村氏は、経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しています。

なお、当社は、野村氏が特別顧問を務める全日本空輸(株)との間で機器・部品の販売等の取引関係がありますが、当該取引金額は当社及び同社にとって僅少であり、監査役として独立した立場で株主のために判断することに何ら支障はないと判断しています。

畔柳氏は、経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しています。

なお、当社は、畔柳氏が相談役を務める(株)三菱東京UFJ銀行との間で借入等の取引関係がありますが、同行は複数ある主要な借入先の一つであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではなく、2011年度末時点における当社の連結借入金残高に占める同行からの借入の割合は約22%です。

上原氏は、経営者としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、選任しています。

なお、当社は、上原氏が最高顧問を務める三菱UFJ信託銀行(株)との間で借入等の取引関係がありますが、同社は複数ある主要な借入先の一つであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではなく、2011年度末時点における当社の連結借入金残高に占める同社からの借入の割合は約12%です。

これらの社外取締役及び社外監査役はいずれも当社経営陣から独立した立場で、経営の監督あるいは監査を行っています。また、取締役会においてコンプライアンスやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用状況及び内部監査結果の報告を受け、適宜意見を述べています。特に社外監査役は常勤監査役、内部監査部門及び会計監査人と連携を取って実効的な監査を行うとともに、定期的に取り締役と

意見交換を行っており、これらにより、当社は経営の健全性・適正性の確保に努めています。

なお、社外取締役及び社外監査役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額です。

## 取締役会、監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数
取締役	坂本吉弘	14回中14回	—
	小島順彦	14回中12回	—
監査役	野村吉三郎	14回中13回	16回中16回
	畔柳信雄	14回中10回	16回中14回
	上原治也	10回中 8回	10回中 8回

監査役である上原治也氏は、2011年6月23日(第86回定時株主総会の会日)に就任したため、出席対象となる取締役会及び監査役会の回数が他の役員と異なっています。

## 役員の報酬等の額

役員区分	対象となる役員の数(人)	報酬等の種類別の総額(百万円)			報酬等の総額(百万円)
		基本報酬	業績連動型報酬	ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く)	23	707	285	217	1,210
監査役(社外監査役を除く)	3	70	22	—	93
社外役員	7	80	—	—	80

- (注) 1. 員数には、2011年度中に退任した取締役7人及び監査役2人を含み、7人を役員区分「取締役(社外取締役を除く)」に、1人を「監査役(社外監査役を除く)」に、1人を「社外役員」に記載している。
2. 業績連動型報酬には、2010年度で報酬額として開示した額(支給見込額)と実支給額の差額を含めて記載している。
3. スtockオプションには、いわゆる株式報酬型ストックオプションとして発行した新株予約権の会計上の費用計上額を記載している。
4. 基本報酬及び業績連動型報酬に係る金銭報酬支給限度額は、取締役が一事業年度当たり1,200百万円、監査役が一事業年度当たり160百万円である(2006年6月28日第81回定時株主総会決議)。
5. 株式報酬型ストックオプションに係る、社外取締役を除く取締役に対する一事業年度当たりの新株予約権発行価額総額の限度額は300百万円である(2007年6月27日第82回定時株主総会決議)。
6. 退職慰労金制度は、2006年6月28日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって廃止している。
7. 役員区分「取締役(社外取締役を除く)」には、取締役佃和夫氏及び取締役大宮英明氏の報酬等各143百万円(基本報酬84百万円、業績連動型報酬33百万円、ストックオプション26百万円)を含む。なお、両氏に主要な連結子会社の役員としての報酬はない。

## 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	2010年度		2011年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
当社	185	33	185	77
連結子会社	114	—	108	—
計	300	33	294	77

- (注) 1. 2010年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務を委嘱している当社の在外子会社は、2010年度における同業務及びその他の業務に対する報酬として400百万円を支払っている。
- 2011年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務を委嘱している当社の在外子会社は、2011年度における同業務及びその他の業務に対する報酬として431百万円を支払っている。

## 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての 取り組み状況

1. 株主総会招集通知の早期発送  
当社では、株主総会招集通知を法定期間よりも前の総会開催日の3週間前に発送しています。
2. 招集通知(要約版)の英文での提供  
1999年6月の株主総会から招集通知(要約版)の英訳版の作成・送付を行っています。
3. 議決権行使の電子化  
議決権行使の電子化を2004年6月開催の株主総会から実施しています。また、2007年6月開催の株主総会から機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としました。
4. ウェブサイトへの株主総会情報の掲載  
招集通知及び決議通知を当社ウェブサイトに掲載しています。また、株主総会の動画も公開しています。

## 事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)

### 基本方針

当社のBCPの基本方針は、以下のとおりです。

1. 人命の安全確保を最優先  
従業員(含む、家族)、顧客、ビジネスパートナー等の人命、安全の確保を最優先します。
2. 地域社会の安全確保  
二次災害、汚染物質の流出等を防止し、業界・社会への影響を最小限に抑えるルールの遵守と地域との共存を図ります。
3. 事業の早期復旧  
都市インフラの復旧及び防衛機能の維持に供する事業の迅速な立ち上げにより、業務停止に伴うビジネス上の悪影響、風評リスクの極小化を図ります。  
本社の重要業務の復旧目標は2週間以内とし、その目標に則して要因や資源を配備します。

### 体制

社標準「震災対応BCP(事業継続計画)作成・管理運営要領」に基づき、震災対応BCPを全ての拠点において構築すべく取り組み中です。

BCPは、想定したシナリオに対して基本的な行動規定を定めたものであるため、現実には発生した想定外の事象に臨機応変な判断、行動が求められます。そのため、継続的に従業員への教育、訓練を行い、実効性のあるプログラムとしていきます。

本社におけるBCP対策本部の体制は、社長室長を対策本部長とし、事業復旧を強化する機能を拡充するため、復旧促進グループ、事業継続グループ、IT通信グループの3グループ体制をとっています。

### BCP対策本部体制



## コンプライアンス

### 危機対応力強化のために「コンプライアンス室」を新設

当社は、投書への迅速な対応とコンプライアンス違反の予防活動にいっそう注力するため、体制強化・人員増強が必要となっています。また、ネットワークを通じて不正にアクセスしてくるサイバー攻撃のリスク拡大など、当社をめぐるリスクへの的確な対応は、ますます重要な経営課題となっています。そこで2012年4月1日、総務部内に「コンプライアンス室」を新設しました。

### 全部門・グループ会社にコンプライアンス責任者を配置

当社では、法令や社会規範を遵守し、公正で誠実な事業活動を推進するために、2001年5月に「コンプライアンス委

員会」を設置。委員会はコンプライアンス担当役員を委員長とし、委員は本社関係部門長、各支社長、各事業所副所長、各事業本部企画管理部長などで構成され、年2回、全社のコンプライアンス推進計画の立案や進捗状況の確認などを行っています。

また、2006年4月にコンプライアンス委員会の各委員を委員長とする「部門コンプライアンス委員会」を各部門に設置し、部門単位のコンプライアンス施策を強化。同時に、グループ会社と定期的にコンプライアンスについて情報交換

する「コンプライアンス連絡会」を設置しました。この2つの組織を通じて、自部門のコンプライアンスは自部門で徹底することを基本に、それぞれが主体性と責任感をもってコンプライアンス活動を推進しています。

2011年度は、「コンプライアンス意識浸透調査」の結果やコンプライアンス推進研修の受講率から、コンプライアンス活動が浸透して社員のコンプライアンス意識が高まり、改善を要する事項についても研修に該当テーマを盛り込むなど適切な対応が図られていることを確認しました。

### コンプライアンス推進体制(2012年4月1日現在)



当社ウェブサイト「コンプライアンス」ページに、詳細情報が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.mhi.co.jp/csr/csrreport/management/compliance01.html>